

農業経営支援策 活用カタログ 2025 【地域計画版】



目次

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
「人と農地の問題」の解決			
1	地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい	P. 1	農地中間管理事業
		P. 2	機構集積協力金交付事業
2	荒廃農地を活用したい	P. 3	多面的機能支払交付金
			中山間地域等直接支払交付金
			農地耕作条件改善事業
		P. 4	農地中間管理機構関連農地整備事業
			農業競争力強化農地整備事業
		P. 5	水利施設整備事業
			畑地帯総合整備事業
P. 6	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）		
P. 7	遊休農地解消対策事業		
3	耕作条件を改善したい	P. 8	農地耕作条件改善事業
4	基盤整備を行いたい	P. 9	農業競争力強化農地整備事業
			農地中間管理機構関連農地整備事業
		P. 10	水利施設整備事業
			畑地帯総合整備事業
			農地耕作条件改善事業
			農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）
人材を育成・確保			
5	新たに農業を始めたい	P. 11	新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金
		P. 12	新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業
6	新たな人材を確保したい	P. 13	雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）
		P. 14	雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）
		P. 15	新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
		P. 16	雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（就労条件改善タイプ）
経営継承を支援			
7	経営継承した後の経営を発展させたい	P. 17	経営継承・発展等支援事業
8	経営を継承する人材を確保・育成したい	P. 18	雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）
9	経営を継承して新規就農したい	p. 19	新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）
			新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）
経営発展に向けた取組			
10	集落営農の活性化を図りたい	P. 20	集落営農連携促進等事業
資金の確保			
11	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	P. 21 P. 22	スーパーL資金
			農業近代化資金
			農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業
機械・施設の導入			
12	経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい	P. 23	農地利用効率化等支援交付金
13	産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい	P. 24	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策
14	カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい	P. 25	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
		P. 26	新基本計画実装・農業構造転換支援事業
15	機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい	P. 27	農業経営基盤強化準備金制度

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
安定した農畜産物の生産			
16	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	P.28	コメ新市場開拓等促進事業
		P.29	小麦・大豆の国産化の推進
17	国内資源を活用した肥料を生産・活用したい	P.30	国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業
18	果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備の導入をしたい	P.31	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
		P.32	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）
19	果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい	P.33	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
20	果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい	P.34	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
21	新しく園芸産地をつくりたい	P.35	持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
22	茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい	P.36	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
		P.37	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）
23	花き生産や流通の効率化に取り組みたい	P.38	持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進
24	国産飼料の生産・利用を拡大したい	P.39	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業
		P.40	飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業 強い農業づくり総合支援交付金
高付加価値化・輸出の取組			
25	農林水産物・食品を輸出したい	P.41	グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業
環境への取組			
26	環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい	P.42	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業
		P.43	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちグリーンな栽培体系加速化事業
27	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	P.44	多面的機能支払交付金
		P.45	中山間地域等直接支払交付金
28	野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ活用を推進したい	P.46	鳥獣被害防止総合対策交付金
29	農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい	P.47	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消
30	生産段階の環境負荷低減の取組に必要となる機械・施設を取得したい	P.48	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備
その他の支援			
31	中山間地の特色を活かした経営を展開したい	P.49	中山間地農業ルネッサンス事業
32	農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を新たに立ち上げたい	P.50	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

- 認定
農業者
- 認定
新規
- 個人
- 法人
- サービス
事業体
- 集落
営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。

【事業名：農地中間管理事業】

対象となる方

農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

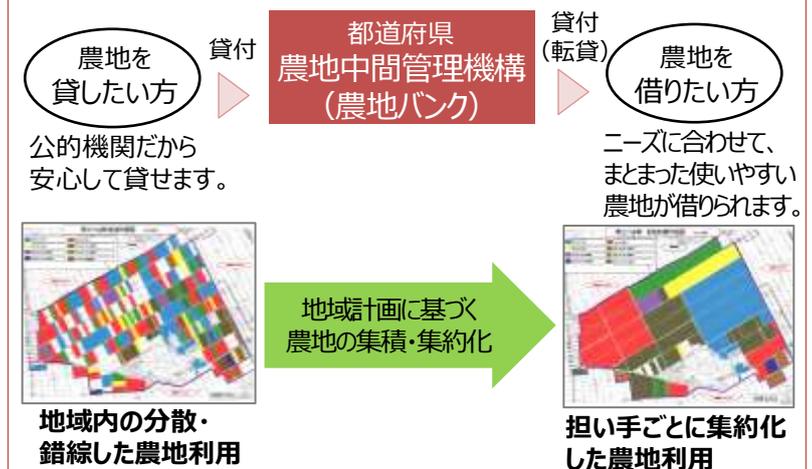
支援内容

地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けられた受け手に対して貸付けを行います。

特徴

農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。

農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み



農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

- ◆ 機構集積協力金交付事業 >>> 1番 2ページへ
→ 農地バンクを活用して、農地集積・集約化に取り組む地域を支援
- ◆ 遊休農地解消対策事業 >>> 2番 7ページへ
→ 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援
- ◆ 農地耕作条件改善事業 >>> 3番 8ページへ
→ 農地バンク等による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。
- ◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業 >>> 4番 9ページへ
→ 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う基盤整備を支援
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち
 - 果樹農業生産力増強総合対策 >>> 18~20番 31~34ページへ
→ 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上に資する省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。
 - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >>> 22番 36ページへ
→ 産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な園地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局または、
- ・農林水産省担当課：
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

農地バンクを活用して、農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

【事業名：機構集積協力金交付事業】

支援内容

地域計画の策定地域において、農地バンクを活用して農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。交付金の使途は、地域の話合いにより自ら決めることができ、受け手の支援にも活用できます。

1. 地域集積協力金

まとまった農地を農地バンクに貸し付けた地域に協力金を交付します。

(交付要件)

- 以下のいずれかを満たすことが必要です。
 - 交付対象農地の1割以上が新たに担い手に集積されること。
 - 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあつては6ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- 農地バンクへの貸付総面積及び農地バンクの農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域にあつては0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること。

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

※ 農地バンクの活用率は、対象地域の農地面積に占める機構への貸付等総面積の割合。

※ 中山間地域の活用率要件を緩和し、中山間地域での取組を重点的に支援します。

※ 農地バンクを通じた農作業委託に取り組む場合は、1/2の交付単価になります。

2. 集約化奨励金

農地バンクの再配分等により、農地の集約化に取り組む地域に奨励金を交付します。

(交付要件)

地域の農地面積に占める次に掲げる農地による団地面積が目標年度までに10ポイント【区分2】又は20ポイント【区分2】以上増加することが必要です。既に団地面積の割合が30%以上の地域においては、1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること【区分2】でも活用が可能です。

- 同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあつては6ha以上）の団地面積
- 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

※ 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地化に取り組む場合、同一の耕作者が耕作する農地の団地化と一体的に取り組む必要があります。

目標年度とは、事業実施年度の翌々年度となります。

なお、地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地面積の増加に取り組む場合には、事業実施年度の3年度後までに団地化するとともに、当該団地を同一の耕作者や隣接の耕作者に貸し付ける必要があります。

	交付単価
区分1	1.0万円/10a
区分2	3.0万円/10a

※ 農地バンクを通じた農作業受託に取り組む場合は、1/2の交付単価になります。

※ 地域計画において農業を担う者が位置付けられていない農地により新たに団地化した場合は、1/2の交付単価になります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
 ・農林水産省担当課：
 経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3591-1389）

2 荒廃農地を活用したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

①地域・集落の共同活動による荒廃農地の発生防止・解消の取組を支援します。

【事業名：多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金】

◆多面的機能支払交付金

➤➤ 27番 44ページへ

→ 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

◆中山間地域等直接支払交付金

➤➤ 27番 45ページへ

→ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

②簡易な基盤整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

◆農地耕作条件改善事業

➤➤ 3番 8ページへ

→ 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

③農地整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化農地整備事業】

対象となる方

都道府県、市町村等

支援内容

1 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産性の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化や汎用化などの農地整備を推進

2 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらずに実施する基盤整備を推進

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL:03-6744-2208）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

④農業用排水施設整備と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：水利施設整備事業、畑地帯総合整備事業】

◆水利施設整備事業

➤➤ 4番 9ページへ

→ 農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の高度化、水管理の省力化を推進します。

◆畑地帯総合整備事業

➤➤ 4番 9ページへ

→ 畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

対象となる方

都道府県、市町村等

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

⑤中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）】

対象となる方

都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

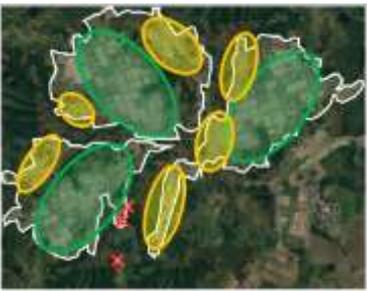
支援内容

○最適土地利用総合対策（補助率：定額、5.5/10等）

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想**を作成し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を実施



【土地利用構想の概定】



【地域ぐるみでの話し合い】



【先進地視察】



【体制整備】



長大法面の芝生化



放牧



省力化機械の導入

【農用地保全の実証的な取組】

【農用地保全等推進員の措置】

多様な農用地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート（ソフト：上限250万円/年）

※ 活性化計画を作成、又は作成することが確実である場合。

Step 1

3年以内に地域における土地利用構想を策定

▶ ①ソフト：上限1,000万円/年

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための**条件整備**や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備

【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【蜜源作物の作付け】



【鳥獣緩衝帯】



【計画的な植林】

粗放的な利用による農業生産 上限10,000円/10a/年

農業生産の再開が容易な土地利用等 上限5,000円/10a/年

Step 2

▶ ② 農用地保全のための基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス、簡易トイレ等）：ハード定率（5.5/10等 上限2,000万円/年）

▶ ③ 粗放的利用支援
ソフト：上限10,000円/10a
又は 上限5,000円/10a
※ 営農定着のための支援として最大3年間

特徴

- ・対象となる地域は中山間地域等における複数集落
- ・事業実施は、2年以上5年以内
- ・農用地の粗放的利用の取組（放牧、蜜源作物、省力作物、景観作物等の作付け、緩衝帯整備、計画的な植林など）を1つ以上行うこと

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課荒廃農地活用推進班（TEL：03-6744-2665）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

⑥市町村や農地バンクが遊休農地を解消し、担い手に集積・集約化する取り組みを支援します。

【事業名：遊休農地解消対策事業】

対象となる方

市町村、農地バンク

〔 遊休農地の所有者（市町村や農地バンクが遊休農地を解消します）
農業者等（農地バンクを通じて解消した遊休農地を借りることができます） 〕

支援内容

1 遊休農地解消対策事業（補助率：定額等）

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。



市町村や農地バンクが遊休農地を解消し、農業者に貸付け



<事業の流れ>



特徴

交付単価：10a当たり**43,000円**（上限）

交付対象農地：地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地

補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

- ① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根（※） ④ 耕起・整地
- ⑤ その他必要と認められる経費
- ※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

交付要件：遊休農地の所有者は10年以上農地バンクに農地を貸し付けること

<対象となる遊休農地のイメージ>



お問い合わせ先

・最寄りの農政局、農地中間管理機構

・農林水産省担当課：農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3591-1389）

3 耕作条件を改善したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

対象となる方 地域計画の策定区域等で事業実施主体が計画する整備区域内的の農業者 等
(事業実施主体) 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合 等

支援内容 地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

実施要件 (共通) : 事業費200万円以上、農業者2人以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施 等

① 農地集積促進 担い手への農地集積に向けた、きめ細やかな耕作条件の改善を支援

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、用排水路や農作業道等の更新整備 (定額) 農業用排水施設、区画整理、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援 (定率) 等
 - (ソフト) 集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※1 (定額)、導入作物に応じた品質向上支援 (定率) 等
- ※1 単年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援

実施要件 : 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

- (ハード) 高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設 (定額) 等
 - (ソフト) 高収益作物への転換支援※2、新植・改植支援、幼木管理支援 (定額)、高収益作物導入支援 (定率) 等
- ※2 単年度あたり300~500万円迄を支援



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基準局の設置等を支援

- (ハード) スマート農業の導入に向けた区画拡大 (定額)、GNSS基準局の整備 (定率) 等
- (ソフト) トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入 (定率) 等



GNSS基準局設置

④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援

事業実施区域 : 植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

- (ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土 (定額)、排水路の新設・変更 (定率) 等
- (ソフト) 土地利用の調査・調整等の条件改善推進 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援

事業実施区域 : 流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

- (ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置 (定額) 等
- (ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整、堰板購入等の条件改善 (定額) 等



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた整備等を支援

事業実施区域 : 地域計画の策定区域等及びその周辺農地

- (ハード) 粗放的農地利用整備 (用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等) (定率) 等
- (ソフト) 交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進 (定額) 等



粗放的な農地利用

特徴

- **事業実施年度に入ってから**の採択申請が可能 (随時受付)
- 必要なハードとソフトを組み合わせ、**最大5年**

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県、市町村
・農林水産省担当課：
農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室 (TEL : 03-3502-6277)